

（速度計）

第五十四条 平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十六条第一項並びに細目告示第七十条、第四百四十八条及び第二百二十六条の規定にかかわらず、速度計は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 速度計は、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。
 - 二 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度三十五キロメートル毎時以上（最高速度が三十五キロメートル毎時未満の自動車にあつては、その最高速度）において、正十五パーセント、負十パーセント以下であること。
 - 三 アナログ式速度計（次号に規定するデジタル式速度計以外の速度計をいう。）の指示針の振れは、前号に掲げる状態において、正負三キロメートル毎時以下であること。
 - 四 デジタル式速度計（一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。）の表示の単位は、二・五キロメートル毎時以下とする。ただし、二十キロメートル毎時未満の速度を示す場合にあつては、この限りでない。
 - 五 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであつて、運転者をげん惑させないものであること。
- 2 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車については、前項第四号中「二十キロメートル毎時」を「二十五キロメートル毎時」に読み替えて適用する。
- 3 平成二十年九月三十日以前に製作された軽自動車については、保安基準第四十六条第二項中「カタピラ及びそりを有する軽自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。